

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年11月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500262 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500166 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和20年7月1日、喪失年月日を昭和21年5月1日に訂正し、昭和20年7月から昭和21年3月までの標準報酬月額を30円、昭和21年4月の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

昭和20年7月1日から昭和21年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和20年4月1日から昭和22年2月1日まで

A社C工場に勤務していた時の厚生年金保険の被保険者記録がない。同僚には同じ時期に被保険者記録があるので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、請求者と生年月日は相違するものの、請求者の請求期間当時の氏名と同姓同名で基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得年月日は昭和20年7月1日、資格喪失年月日は昭和21年5月1日。）が確認できる。

また、i) A社C工場に係る被保険者名簿において、請求者が記憶している複数の同僚の氏名が確認できること、ii) B社本社社会保険本部から提出された応募志願者処理簿において、請求者の請求期間当時の氏名及び請求者が記憶している複数の同僚の氏名について確認できること、iii) 上記被保険者名簿及び応募志願者処理簿に氏名が確認できる同僚が、請求者の勤務及び請求者が記憶する複数の同僚の氏名を陳述していることなどから判断して、期間を特定することはできないものの、請求者がA社

C工場に勤務していたことが認められる。

さらに、B社本社社会保険本部は、上記の応募志願者処理簿において、請求者の請求期間当時の氏名と同姓同名の者は1人しか確認できない上、当該応募志願者処理簿により、請求者は動員署紹介による正社員採用であり社会保険適用者であったと思われる旨の陳述をしていることから、当該未統合記録は、請求者の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

加えて、A社C工場に係る被保険者名簿において、請求者と同姓同名の未統合記録及び複数の同僚の被保険者記録には、厚生年金保険被保険者台帳記号番号（以下「記号番号」という。）は不詳と記載されているところ、日本年金機構D事務センターは、同社C工場が健康保険組合の加入事業所であることから、当該被保険者名簿は健康保険組合の被保険者名簿ではなく、厚生年金保険の保険者が管理する被保険者名簿であり、当該被保険者名簿において記号番号が不詳となっている者がいることについては、戦中戦後の混乱により、十分な被保険者名簿の整備がなされなかったことが原因と考えられると回答している。

また、A社C工場に係る被保険者名簿において、請求者と同様に記号番号が不詳と記載されている同僚について、平成21年にA社C工場に係る厚生年金保険の被保険者記録が基礎年金番号に統合されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社C工場の事業主は、請求者が昭和20年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和21年5月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出をE県F課（当時）に行ったことが認められる。

なお、昭和20年7月1日から昭和21年5月1日までの期間の標準報酬月額については、被保険者名簿の記録により、昭和20年7月から昭和21年3月までの期間を30円、昭和21年4月を90円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、昭和20年4月1日から同年7月1日までの期間及び昭和21年5月1日から昭和22年2月1日までの期間について、B社は、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料がないため、不明である旨を回答している。

また、請求者のA社C工場への入社及び退社の時期について、複数の同僚に照会しても具体的な回答及び陳述は得られない。

このほか、請求者の請求期間のうち昭和20年4月1日から同年7月1日までの期間及び昭和21年5月1日から昭和22年2月1日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500287号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500168号

第1 結論

請求者のA社における平成17年9月1日から平成18年3月1日までの期間及び平成18年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年9月から平成18年2月までの期間及び平成18年8月の標準報酬月額については、12万6,000円から13万4,000円とする。

平成17年9月から平成18年2月までの期間及び平成18年8月の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、平成17年9月から平成18年2月までの期間及び平成18年8月の標準報酬月額(13万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年9月から平成18年2月までの期間及び平成18年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年3月26日から同年4月1日まで
② 平成15年4月1日から平成25年1月1日まで
③ 平成23年12月30日

A社の厚生年金保険の被保険者記録について、請求期間①の記録がなく、請求期間②の標準報酬月額が実際に支給された給与額より少ない金額とされている上、請求期間③の賞与の記録もない。これらの厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求期間②のうち、平成17年8月から平成24年10月までの期間における標準報酬月額は、当初、平成17年8月は11万8,000円、平成17年9月から平成18年8月までは12万6,000円、平成18年9月から平成19年8月までは13万4,000円、平成19年9月から平成21年8月までは11万円、平成21年9月から平成22年8月までは10万4,000円、平成22年9月から平成23年8月までは14万2,000円、平成23年9月から平成24年10月までは10万4,000円と記録されたが、当該期間の保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成26年12月に、平成17年8月は11万8,000円から18万円に、平成17年9月から平成18年8月までは12万6,000円から18万円に、平成18年9月から平成19年8月までは13万4,000円から18万円に、平成19年9月から平成21年8月までは11万円から15万円に、平成21年9月から平成22年8月までは10万4,000円から15万円に、平成22年9月から平成23年8月までは14万2,000円から19万円に、平成23年9月から平成24年10月までは10万4,000円から14万2,000円に訂正されたところ、平成17年8月から平成24年10月までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（平成17年8月は18万円、平成17年9月から平成19年8月までは18万円、平成19年9月から平成22年8月までは15万円、平成22年9月から平成23年8月までは19万円、平成23年9月から平成24年10月までは14万2,000円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（平成17年8月は11万8,000円、平成17年9月から平成18年8月までは12万6,000円、平成18年9月から平成19年8月までは13万4,000円、平成19年9月から平成21年8月までは11万円、平成21年9月から平成22年8月までは10万4,000円、平成22年9月から平成23年8月までは14万2,000円、平成23年9月から平成24年10月までは10万4,000円）となっている。

しかしながら、平成17年9月1日から平成18年3月1日までの期間及び平成18年8月1日から同年9月1日までの期間については、A社から提出された賃金明細書により、請求者は、当該期間において当初記録されていた標準報酬月額（12万6,000円）より高額の報酬月額（平成17年9月は18万4,000円、平成17年10月は19万2,000円、平成17年11月は21万4,250円、平成17年12月及び平成18年1月は16万円、平成18年2月は19万2,000円、平成18年8月は16万7,000円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（平成17年9月は18万円、平成17年10月は19万円、平成17年11月は22万円、平成17年12月及び平成18年1月は16万円、平成18年2月は19万円、平成18年8月は17万円）より低額の標準報酬月額（13万4,000円）に見合う厚生年金保険料（平成17年9月から平成18年2月までは9,573円、平成18年8月は9,810円）を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成17年9月から平成18年2月までの期間及び平成18年8月に係る標準報酬月額については、賃金明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成17年9月から平成18年2月までの期間及び平成18年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間の保険料を誤って控除し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成15年4月1日から平成16年4月1日までの期間については、A社は賃金明細書等の資料を保管しておらず、請求者も賃金明細書等を保管していないため、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間②のうち平成16年4月1日から平成17年9月1日までの期間、平成18年3月1日から同年8月1日までの期間及び平成18年9月1日から平成24年11月1日までの期間については、賃金明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額よりも高額となっている月があるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

さらに、請求期間②のうち平成24年11月1日から平成25年1月1日までの期間については、賃金明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間①について、請求者は、当該期間にA社において、正社員として1日8時間勤務したと回答しているところ、雇用保険の資格取得日及び請求者から提出された平成15年分給与所得の源泉徴収票に記載されている就職日がいずれも平成15年3月26日であることから、請求者が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求期間①の賃金台帳等の資料を保管していない旨の回答をしており、請求者の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社において請求者と同じ（平成15年4月1日）に厚生年金保険の資格を取得した同僚11人に照会しても、当該期間における同社の厚生年金保険の取扱いについて回答が得られない上、当該同僚のうち10人の雇用保険の資格取得日（平成15

年3月26日)が、請求者と同日であることから、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が提出した平成15年分給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料等の金額欄に記載された金額は、オンライン記録による平成15年4月分から同年11月分までの8か月分の標準報酬月額に係る保険料額及び平成15年12月の標準賞与額に相当する保険料額の合計額とおおむね一致し、平成15年3月分の保険料控除を確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③について、オンライン記録によれば、当該期間の徴収権が時効により消滅した後の平成26年12月に3万円と記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

ただし、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が請求者から厚生年金保険料を控除していた事実がある場合であるとされているところ、A社から提出された寸志明細書によれば、3万円の賞与が支給されているものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、請求期間③について、請求者に支払った賞与に係る届出及び厚生年金保険料の控除を行わなかった旨の陳述をしている。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500251 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500167 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 3 月 13 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社の資格取得日は平成 7 年 4 月 1 日となっているが、平成 7 年 3 月 13 日に入社したので、同日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社の入社が決まった際に、請求者の夫が勤務していた B 社に夫の扶養から外してくれるよう直接連絡をしたと陳述しているところ、同社の事務を継承する C 社は、請求者が連絡通り働き始めたことを覚えている旨の陳述をしており、同社が提出した健康保険被扶養者異動認定通知書によると、請求者が平成 7 年 3 月 13 日に就職したため、夫の被扶養者でなくなったとする届出をしたことが確認できることから、請求者が請求期間において、A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、請求内容どおりの届出は行っておらず、請求期間に係る保険料も控除していない旨の回答をしており、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、請求者の資格取得年月日は、平成 7 年 4 月 1 日と記載されており、雇用保険の資格取得日も同日となっていることが確認できる。

また、厚生年金保険の取扱いについて、請求期間における A 社の経理担当者に確認したところ、当時は入社と同時に厚生年金保険の加入手続をしておらず、入社翌月 1 日付けで加入させることが多かった旨の陳述をしており、複数の同僚が、厚生年金保険に加入するまでの期間については、給与から保険料は控除されていなかった旨の

陳述をしている。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。